

弊社グループ会社の元保険募集人による金銭の不正取得等について

今般、弊社グループ会社である東京海上日動パートナーズTOKIOおよび九州の元募集人が金銭を不正に取得していた事実が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

弊社グループの他の会社で生じた事案ではございますが、お客様ならびに関係者の皆様にご心配をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましてはグループ会社で生じた事案を踏まえ、弊社においても同様の事案を生じさせないことはもちろん、コンプライアンス（法令遵守）を引き続き徹底してまいります所存です。

1.（事案1）保険料の不正取得

（1）行為者（元募集人）

不正認定日：2021年6月2日

所属会社：株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO提携の個人代理店（所在地：東京都渋谷区）

（2）事案の概要

本件は、行為者がお客様から現金にて領収した保険料、および、保険料振込専用口座と偽ってお客様に案内した私的な銀行口座に振り込まれた保険料を不正に取得していたものです。また、保険会社からお客様に対して送付された保険料が振り込まれていないことに関する通知書による確認も、同通知書が誤送付であると虚偽の説明を行っていました。

お客様からの問い合わせを受け、不審な点が見られたことから、行為者自身に対する調査および行為者が取り扱っておりました契約のお客様への連絡および確認等を実施し、事案の解明に努めました。行為者に私的な銀行口座の通帳の開示を求めたものの、行為者の弁護士を通じて開示を拒否されていましたが、本年7月に一部の同通帳の提出を受け、これらの口座に関する入出金履歴等も精査しました結果、2017年5月～2022年3月の間に合計9名・2法人のお客様から合計約3,050万円の保険料を不正に取得していたことが判明しました。

引き続き調査を行っておりますが、現時点で判明している被害にあわれたお客様につきましては、東京海上日動および東京海上日動あんしん生命にて個別にご報告およびご相談の上で被害額の全額を弁済することとしており、一部は弁済を完了しております。また、警察への相談と監督官庁への届け出も行っております。

2.（事案2）架空の保険販売

（1）行為者（元募集人）

不正認定日：2022年5月25日

所属会社：株式会社東京海上日動パートナーズ九州・長崎支店（募集人）（所在地：長崎県長崎市）

（2）事案の概要

本件は、行為者がお客様に実在しない保険商品（満期返戻金付き）の購入を持ち掛け、かつ、その保険料を現金で領収して不正に取得し、偽造した東京海上日動の保険証券を交付していたものです。

お客様から問い合わせを受け、不審な点が見受けられたことから、調査を実施し、事案の解明に努めました。その結果、2013年12月～2017年11月の間に合計2名のお客様から合計2,200万円を不正に取得していたことが判明しました。

なお、現時点で判明している被害にあわれたお客様には、東京海上日動にて個別にご報告およびご相談の上で、被害額全額の弁済を完了しております。また、警察への相談と監督官庁への届け出も行っております。

3. 今後の対応

グループ会社で生じた事案を踏まえ、コンプライアンス（法令遵守）を引き続き徹底し、ホームページを通じてお客様に保険料等についてのご案内を行うなど、弊社においても同様の事案を生じさせることのないよう努めてまいります。

- 弊社では原則、保険料を口座振替、コンビニでの払込み、指定口座へのお振込み等でお支払いいただいております。募集人が保険料を現金・小切手でお預かりすることはありません。
- 例外的に募集人が保険料を現金・小切手でお預かりする場合は、保険会社の社印のある所定の保険料領収証を発行しております。（保険料領収証の見本は[こちらのページ](#)をご覧ください。）
- また、お客様が保険料を募集人が指定する口座に振り込まれたにも関わらず、保険料が振り込まれていないことの通知文書が保険会社から郵送されてきた場合、保険会社に入金されていない可能性もございます。

※上記取扱いは、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を除きます。

上記内容は[こちらのページ](#)でもご案内しておりますので、あわせてご参照ください。

4. お心当たりのある方等のお問い合わせ窓口

上記2名の行為者が損害保険もしくは生命保険のご契約を取り扱いさせていただいたお客様には、すでに当該社より個別に確認させていただいておりますが、その他、お心当たり等ございましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

東京海上日動火災保険株式会社・東京海上日動あんしん生命保険株式会社 共通

フリーダイヤル 0120-884-678

（受付時間 午前9時から午後5時 土・日・祝日を除く）

以上